

- 1 開催日時 令和5年4月24日（月）
開会 午後 1 時 30 分 閉会 午後 2 時 20 分
- 2 開催場所 備前市役所 6階 委員会室
- 3 会議区分 定例会

4 出席委員

議席番号	職 名	氏 名	出欠
1	委 員	立 花 朗	出
2	委 員	高 取 睦	出
3	委 員	出 井 鉄 二	出
4	委 員	田 中 道 生	出

5 出席者

職 名	氏 名	出欠
教育長	松 畑 熙 一	出
副教育長	守 屋 孝 治	出
教育振興部長	石 原 史 章	出
社会教育部長	畑 下 昌 代	出
図書館事業推進室長	高 橋 清 隆	欠
国際教育推進部副参与	丸 山 幸 宏	出
教育振興部次長	春 森 弘 晃	出
社会教育部次長	江 見 清 人	出
教育総務課長	竹 林 伊久磨	出
小中一貫教育課長	谷 口 健 一	出
教育DX推進課長	行 正 英 仁	出
幼児教育課長	文 田 栄 美	出
国際教育課長	出 射 詩 都	出
地域教育課長	池 田 満 之	出

- 6 付議事件 議案等付議事項のとおり
- 7 会議状況 議事録のとおり
傍聴人 なし 非公開 あり
- 8 署名委員 1番 立 花 朗

議 案 等 付 議 事 項

区 分	案 件 名
議案第 23 号	備前市スクールバス運行規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 24 号	備前市教育研修所設置規則を廃止する規則の制定について
議案第 25 号	備前市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則等を廃止する規則の制定について
協議第 1 号	行政不服審査請求に係る審査及び裁決について
報告第 4 号	備前市地区社会体育施設整備費補助金交付要綱及び備前市アートカルチャー表彰要綱を廃止する要綱の制定について
報告第 5 号	備前市自治公民館・集会所等施設整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
報告第 6 号	備前市立小中学校文書取扱規程の一部を改正する規程の制定について
報告第 7 号	備前市教育庁事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について
報告第 8 号	備前市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について
報告第 9 号	備前市立学校児童生徒の区域外就学等に関する事務取扱要綱の一部改正について
報告第 10 号	教職員の人事異動について
報告第 11 号	令和5年度校務を分担する主任等の発令について
報告第 12 号	令和5年度園児数、児童及び生徒数並びに学級数について
報告第 13 号	令和5年度入園申込状況について
報告第 14 号	令和5年度片上高等学校の入学者等の状況について
報告第 15 号	I B 教育の取組について

午後 1 時 30 分 開会

教育長 委員の皆様には令和5年4月教育委員会会議定例会にご出席いただきまして、ありがとうございます。それでは定例会を開会といたします。

ただ今の委員の出席は全員、4名であります。定足数に達しておりますので、令和5年4月教育委員会会議定例会を開催いたします。

委員並びに出席職員に申し上げます。

教育委員会会議の議事等会議は、人事、争訟のほか、市議会の議決を経るべき事項の原案、個人・団体情報を公開することにより、個人の権利利害を害するおそれのある事項、例示いたしますと、問題行動や児童生徒指導上の案件などにあつては、委員会の議決をもって、非公開といたします。

非公開審議の事例は、かなり繁雑にありますので、あらかじめご承知置きをお願いします。

委員会会議規則及び委員会申し合わせにより、議事内容や発言内容に関する指摘はあらかじめ分かる場合は教育長から発言し、そうでない場合は発言途中であっても、委員並びに出席職員からの発言を認めますので、教育長にその旨を告げていただき、私から発議するなど、所要の手続を行いたいと思います。以上よろしく願いいたします。

それでは、議事に先立ち、3月定例教育委員会会議以降の教育行政の概要について報告をいたします。

3月17日夜、備前中学校区の学校づくりサロンを開催いたしました。保護者、地域から9名の参加をいただき、様々なアイデアが出されました。

3月22日、東鶴山小学校の卒業式に出席しました。8名の生徒が6年間の学びを終え、力強く巣立っていきました。

3月24日、和気閑谷高校の学校運営協議会があり、出席しました。様々な活動内容を伺いました。

3月27日、教育委員会臨時会がありました。また、教育未来創造会議を開催いたしました。

3月29日夜、日生中学校区の学校づくりサロンを開催いたしました。これで全中学校区の全てで、一回通り行ったこととなります。保護者、地域から7名のご参加をいただき、様々なアイデアが出されました。

3月30日、施設管理公社理事会があり、出席をいたしました。

3月31日、令和4年度教職員転退任式を開催いたしました。この度の人事異動により、長い間お世話になりました8名の先生方が退職され、20名の先生方が備前市外へ転任されました。

4月3日、令和5年度教職員着任式を開催しました。31名の先生方をお迎えし、備前市の学校教育が新たなスタートを切りました。また、備前市教育庁職員へ辞令交付を行いました。教育庁全員で、みんなでつくる「教育のまち」備前市、すべては子供たちのために、を着実に実現できるように仕事に取り組むことを確認いたしました。

4月4日、定例園長会に出席し、子どもとは、どんな存在であるのかなどの基本に基づく、教育、保育の進め方について説明をいたしました。

4月5日、教科書採択準備会があり、出席をいたしました。

4月7日、定例校長会に出席し、小中一貫教育とIB教育を一体的に進めることの意義とあり方を説明いたしました。

4月10日、伊里認定こども園の入園式に出席をいたしました。23名の園児が希望に満ち溢れる笑顔で入園してまいりました。

4月11日、教育委員会臨時会がありました。また、備前市交通安全対策協議会に出席をいたしました。そして、夜、片上高校の入学式に出席しました。11名の生徒が、今後、働きながら学ぶことを決意も新たに入学してまいりました。

4月12日、西鶴山小学校の入学式に出席しました。5名の児童が元気に笑顔で入学してまいりました。以上でございます。

それでは、早速議事に入ります。まず、1番 前回定例会会議録の承認ですが、令和5年3月定例会、3月27日の臨時会、4月11日の臨時会の会議録について、委員の皆さんでお気付きの点がございましたでしょうか。

教育委員 （異議なし）

教育長 よろしいですかね。ないようですので、令和5年の3月定例会、3月27日の臨時会、4月11日の臨時会の会議録については承認することといたします。

次に2番 署名委員の決定ですが、今回は1番の立花委員によりしくお願いします。

次に議事のうち、3番 学校・園の現状報告の生徒指導経過などに関する部分は、会議規則第15条第4号及び第6号の規定に基づき、個人に関する情報を含む会議を公開することにより、個人の権利利害を害するおそれのある事項、会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれのある事項として、また、4番 議案等付議事項のうち協議第1号 行政不服審査請求に係る審査及び裁決については、同規則第15条第1項第4号の規定に基づき、個

人に関する情報を含み、個人の権利利害を害するおそれのある事項として、非公開とするよう発議をいたします。また、申し合わせにより、協議第1号 行政不服審査請求に係る審査及び裁決については、生徒指導経過などに関する部分に引き続き審議いたします。このことに賛成の委員は挙手をお願いします。

教育委員 (全員挙手)

教育長 全会一致により非公開といたします。

それでは、3番 学校・園の現状報告をいたします。

非公開部分該当部分の報告になりますので、非公開とします。

..... 【 非公開審議 】

..... 【 非公開審議 】

教育長 引き続き、4番 議案等付議事項について審議を行います。

それでは、議案第23号 備前市スクールバス運行規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 それでは議案第23号 備前市スクールバス運行規則の一部を改正する規則の制定について、説明いたします。5ページの新旧対照表をご覧ください。備前市スクールバス運行規則の別表中、三石小学校の対象地域について、野谷地区の荒神町、畑の2つの地区を加えることとしております。新1年生の入学に合わせて、通学路にトラックの通行量が多い、また、スクールバスの定員についても余裕があるということで見直しを行ったものであります。運用としてはすでに開始しており、4月1日にさかのぼって適用することとしております。以上になります。

教育委員 これは、学校からの距離は何キロとか規定があるんですかね。

教育総務課長 小学校につきましては、おおむね2キロということになっております。該当の荒神町、畑地区につきましては、厳密に言いますと2キロを超えているわけではございません。おおむね2キロということで、地区の中心部でございますとか、そういったところで算定をするようにしております。以上です。

教育委員 わかりました。

教育長 他によろしいでしょうか。

教育委員 （質問なし）

教育長 それでは、議案第23号を承認してよろしいでしょうか。

教育委員 （異議なし）

教育長 異議がないようですので、議案第23号については承認することといたします。以上で議案第23号の審議を終わります。

続きまして、議案第24号 備前市教育研修所設置規則を廃止する規則の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

小中一貫教育課長 備前市教育研修所設置規則を廃する規則の制定についてです。6ページから7ページをご覧ください。備前市教育研修所は、学校教育の振興を図るため、教育に関する専門的・技術的事項の調査研究及び教員、教育関係職員の現職教育を行う機関です。現在、教育委員会規則により設置されていますが、実際は先生方が中心となって運営いただいている任意団体でございます。この度、規則の廃止をもって、実態に即したものにしたいと考えます。よろしくお願いいたします。以上です。

教育長 何か質問ございますでしょうか。

教育委員 （質問なし）

教育長 ないようですので、議案第24号を承認してよろしいでしょうか。

教育委員 （異議なし）

教育長 異議がないようですので、議案第24号については承認することといたします。以上で議案第24号の審議を終わります。

続きまして、議案第25号備前市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則等を廃止する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 それでは議案第25号 備前市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則等を廃止する規則の制定について、説明いたします。市議会2月定例会において備前市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例が可決され、令和5年4月1日から施行されたことにより、学校における体育を除くスポーツに関すること及び文化に関することが市長部局に移管されたことに伴い、教育委員会規則として不要となるものを廃止することとしております。規則の内容につきましては、9ページの1号から4号に掲げている4つになります。なお、同等の規則を市長部局で改めて制定することとしております。以上になります。

教育長 以上、何か質問ございますでしょうか。

教育委員 （質問なし）

教育長 ないようですので、議案第25号を承認してよろしいでしょうか。

教育委員 (異議なし)

教育長 ないようですので、議案第25号については承認することといたします。以上で議案第24号の審議を終わります。

次に報告第4号 備前市地区社会体育施設整備費補助金交付要綱及び備前市アートカルチャー表彰要綱を廃止する要綱の制定について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、報告第4号 備前市地区社会体育施設整備費補助金交付要綱及び備前市アートカルチャー表彰要綱を廃止する要綱の制定について、説明いたします。要綱2件を廃止しておりますが、これについてもスポーツ及び文化に関することが市長部局に移管されたことに伴い、教育委員会告示として不要となったものであります。以上になります。

教育長 何か質問ございますか。

教育委員 (質問なし)

教育長 それでは、続いて報告第5号 備前市自治公民館・集会所等施設整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について事務局から説明をお願いします。

地域教育課長 では、資料の24ページを開いていただけますか。今回の報告ですけれども、備前市自治公民館・集会所等施設整備事業補助金交付要綱の別表の日生地区の枠に、現在は東新田会館だけだったんですけれども、ここに新たに3館、日向小路会館、浜山会館、そして寒河東コミュニティハウスを追加した報告です。なお、資料の25ページには新旧対照表を載せておりますので、ご参照ください。以上です。

教育長 委員の皆さん、何か質問ございますか。

教育委員 (質問なし)

教育長 よろしいですか。それでは、続いて報告第6号 備前市立小中学校文書取扱規程の一部を改正する規程の制定について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、報告第6号 備前市立小中学校文書取扱規程の一部を改正する規程の制定について、説明いたします。令和4年12月に備前市個人情報保護条例が全部改正となり、備前市個人情報保護法施行条例として、名称を変えて令和5年4月1日から施行されたことに伴い、備前市立小中学校文書取扱規程の中での表記を個人情報の保護に関する法律及び備前市個人情報保護法施行条例というように改めたものになります。以上になります。

教育長 よろしいでしょうか。

教育委員 (質問なし)

教育長 続いて報告第7号 備前市教育庁事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、報告第7号 備前市教育庁事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について、説明いたします。本年度の組織・機構改革に伴い、副教育長や新しい課に関する規定を加え、スポーツ・文化に関する部分を削除するなど、決裁に関する表を整理しております。詳細につきましては33ページから42ページまでの新旧対照表に記載しております。以上になります。

教育長 ちょっと量が多いですけど、よろしいでしょうか。

教育委員 (質問なし)

教育長 それでは、報告第8号 備前市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、報告第8号 備前市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、説明いたします。こちら機構改革の中で事務分掌の整理を行うもので、子ども読書活動推進計画策定委員会の所管を社会教育課から図書館プロジェクト推進課に変更したものであります。以上でございます。

教育長 これも機構の変更に伴うもので、よろしいですね。

教育委員 (質問なし)

教育長 次に報告第9号 備前市立学校児童生徒の区域外就学等に関する事務取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について、事務局から説明をお願いします。

小中一貫教育課長 報告第9号 備前市立学校児童生徒の区域外就学等に関する事務取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について、報告いたします。48ページの新旧対照表をご覧ください。児童生徒の通う学校につきましては、住所地のある地元の学校を指定校として、通うこととしています。しかし、保護者からの一定の要件下において、指定校変更の申し出があった場合で教育委員会で定めた基準を満たし、やむを得ないと認められた場合には、区域外就学が許可されることとなっています。今回は、その教育委員会が定めている区域外就学の基準についての改正となっています。具体的には、新旧対照表に示してありますとおり、第3条第4号のウの中にある「希望する部活動」の次に「中学校に入学するまでに一定期間の経験がある活動に係るものに限る。」を加えました。また、別表第1同条第4号の部分のウの項の中に「学校長意見書」の次に「実績証明書等」を加えました。部活動を理由とする指定校変更については、子どもがこれまでに取り組んできた活動の継続性を考慮する必要があることから、これまで取り組んできた活動を明らかに

することができるようにするため、今回の改正に至っております。施行日につきましては、令和5年4月1日となっております。以上です。

教育長 委員の皆さん、何か質問ございますか。

教育委員 部活動とか、積極的に転校とか、そういう思いですかね。保護者がこうしてほしいと言われたら、こうだよという格好になっとんですかね。積極的に教育委員会から転校を勧めるとか。しょうじゃないんですよね。

小中一貫教育課長 おっしゃるとおりです。まずは第一義的には、地元の指定校に通うということが第一となっております。

教育長 そういうことでございます。よろしいでしょうね。

それでは、次に報告第10号 教職員の人事異動について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 それでは51ページの人事異動の一覧でございます。大正区者及び新規採用者につきまして、表のとおりとしております。学校用務員、それから調理員、運転員、そういった会計年度任用職員になります。教育総務課分につきましては以上でございます。

小中一貫教育課長 小中一貫教育課関係分を報告します。52ページからになります。令和4年度末の正規職員の人事異動についてです。小・中学校の校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員の人事異動につきましては、52ページから54ページのとおりとなります。また、片上高等学校につきましては、54ページをご覧ください。次に常勤講師、非常勤講師等、県費負担教職員の人事異動につきましては、55ページから57ページのとおりです。市費非常勤講師、教育支援員等は58ページから60ページのとおりです。以上です。

幼児教育課長 続きまして、保育園、認定こども園の人事異動について報告いたします。61ページをご覧ください。主な内容としまして、退職職員が4名、新採用職員は7名となっております。異動につきましては、退職者の補充及び長期間の従事者を中心に市内各園の保育教諭及び保育士の配置替えを行ったものです。以上でございます。

教育長 何か質問ございますか。

教育委員 (質問なし)

教育長 よろしいですね。次に報告第11号 令和5年度校務を分担する主任等の発令について、事務局から説明をお願いします。

小中一貫教育課長 それでは続きまして、63ページをご覧ください。教務主任、学年主任、生徒指導主事、保健主事、進路指導主事について一覧のとおり発令いたしましたので、ご報告いたし

ます。なお、発令する職、学級数が決まっておりますので、発令しない場合は、参考として括弧書きとの表記でさせていただきます。以上です。

教育長 よろしいでしょうか。

教育委員 (質問なし)

教育長 次に報告第12号 令和5年度の園児数、児童及び生徒数並びに学級数について、事務局から説明をお願いします。

小中一貫教育課長 65ページをご覧ください。令和5年度の児童生徒数について報告いたします。令和5年度の学級決定日時点での児童生徒数です。右下に昨年度と同時期のものを比較した表を載せております。小学校は児童数で60名の減少、学級数は3学級の減少です。学級の増減があったのは、通常学級では伊部小、東鶴山小、吉永小がそれぞれ1学級減少、特別支援学級では香登小が1学級減少、逆に伊里小が1学級増加というようになっております。中学校は生徒数が6名の減少、学級数は2学級増加です。学級数の増減があったのは、通常学級で伊里中1学級減少、吉永中学校が1学級増加、特別支援学級では備前中、三石中、吉永中がそれぞれ1学級増加、伊里中が1学級減少です。片上高等学校は生徒数5名の減少、学級数の変化はありません。令和5年度の入学者は11名となっております。以上です。

幼児教育課長 続きまして、保育園、認定こども園等の園児数と学級数について報告いたします。66ページをご覧ください。4月1日現在で園児数が694人、学級数が62学級となっております。NPO法人が運営する小規模保育園、どんぐり園には18人の園児が入園となっております。全体で園児数が61人の減、学級数が8学級の減となっております。以上です。

教育長 何か質問ございますか。

教育委員 (質問なし)

教育長 それでは、次に報告第13号 令和5年度入園申込み状況について、事務局から説明をお願いします。

幼児教育課長 それでは、令和5年度の入園申込み状況について報告いたします。68ページをご覧ください。4月1日現在で入園申込みが717人、入園決定者が694人で、希望者による入園の保留は23人となっております。この入園保留者から国が示す待機児童除外に該当するものを除いた最終的な待機児童は5人となっております。なお、国が示す待機児童除外に該当する内訳は、認可外保育施設等に1人、出産及び育児休業続行が4人、勤務予定及び求職中の方が6人、特定の園のみを希望する方が7人の合計18人となっております。引き続き認可外保育園や一時保育の斡旋、会計年度任用職員の募集を続け、待機児童の解消に努めていきたいと考えています。以上です。

教育長 よろしいでしょうか。

教育委員 (質問なし)

教育長 それでは、次に報告第14号 令和5年度片上高等学校の入学者等の状況について、事務局から説明をお願いします。

小中一貫教育課長 70ページをご覧ください。入学者選抜の状況ですが、志願者は19名。そのうち14名が受験し、合格者が11名。合格者全員が入学しております。併せて卒業者の進路についても報告いたします。昨年度末9名が卒業し、1名が進学、6名が就職しています。残る2名は就職移行支援施設等となっています。以上です。

教育長 何か質問ございますか。

教育委員 (質問なし)

教育長 次に報告第15号 IB教育の取組について、事務局から説明をお願いします。

国際教育課長 それでは、報告第15号 IB教育の取組についてご報告いたします。資料はございません。昨年12月26日開催の教育委員会会議においてご承認いただいた国際バカロレア教育推進計画に基づき、子どもの主体性、協同性をはぐくみ、学力と人間力の統合的発達を目指して探求学習を推進するIB教育事業を今年度から本格的に開始します。本事業を進めるに当たりまして、チーフコーディネーターとして4月から国際教育推進部に丸山副参与が着任しております。また、現在、小・中学校15校それぞれで1名のコーディネーターが決まりまして、今年度中のIB候補校申請を目指し、まずは今月中にIBに関心がある学校、関心校として登録ができるよう準備を進めているところでございます。今後、各校の先生方に対しましては、IBについての理解が深められるよう、ウェブ配信形式等での研修等を計画しております。報告は以上です。

教育長 皆さん、何か質問などございますか。

教育委員 (質問なし)

教育長 よろしいでしょうか。では、引き続き、議事5番 次回の教育委員会会議の決定ですが、事務局案を説明願います。

教育総務課長 5月の定例会につきましては、5月22日月曜日午後1時30分から、ここ市役所6階委員会室で開催することを提案いたします。また、6月の定例会につきましては、6月19日月曜日午後1時30分からの予定とすることを提案します。以上です。

教育長 それでは、次回の定例会は5月22日月曜日午後1時30分から市役所委員会室で、また、6月定例会は6月19日ですね。月曜日1時半から。

次に6番 5月の行事予定及び共催・後援予定が事務局より提出されています。ご確認をお願いします。

地域教育課長 前回教育委員会会議の時にもご紹介しましたプロジェクト未来遺産の登録伝達式が5月22日にあります。共催・後援予定の一覧表のところには日にちしか書いてないんですけど、開始時間は18時からになります。今日、お手元の方にチラシ案が配られていると思います。そちらを見ていただければと思います。なお、このチラシ案は今日の18時半からMプロジェクト協議会の総会がありますので、それ用の資料になっております。このために、Mプロジェクト協議会の総会において若干変更が出るかもしれませんが、おおむね日時、概略は変わらないかなと思っております。当日は三石ふれあいセンターで開催します。この日は先ほどありましたように教育委員会会議が1時半から3時半の予定で開催される日でありますので、教育委員会会議が終わりましたら、ぜひ三石の方に18時までに来ていただければという風に思っております。会場は一応17時30分から開くようにしといて、開会は18時からのご予定にしております。約1時間半の内容で組んでまして、チラシの裏側にだいたいの各内容が書いております。多目的フロア、交流フロアと会場前の3箇所の設定で、大勢の方が来られても対応できるような形にしております。人数がどれくらい来られるのかで地域の方にも回覧板を出すものですから、大勢来られてもいいように、駐車場その他についても4箇所設定しております。三石ふれあいセンターそのものは駐車場が小さいものですから、これは来賓とかできる限り関係者用にさせていただいて、その他の方々はそれ以外の4箇所、特に三石運動公園が一番離れてるんですけども、一番台数が置けるといって、こちらを優先的に一般の方々にはお勧めするような形で考えていこうと思っております。ぜひ皆さん方にご参加いただけたらと思っております。以上です。

教育長 よろしくお願いいたします。その他何かございますか。

小中一貫教育課長 資料はございませんが、小中一貫教育の推進について、進捗状況をご報告いたします。去る3月の定例教育委員会会議において備前市小中一貫教育校に関する規則の一部を改正する規則の制定についてご承認いただきましたので、これまでお知らせしておりましたとおり備前中学校区、日生中学校区、吉永中学校区を今月から小中一貫教育校に指定する運びとなりました。4月3日には小中一貫教育校指定書交付式を開き、該当校の校長に指定書を交付いたしました。これを機に義務教育9年間の子どもたちの姿を思い浮かべながら、子どもたちの育ちをみんなで考え、支えていくことができる環境作りを一層勧めて参りたいと思います。各校では、地域の資源や人材を活用した教育活動を進められていくようになることと思います。委員の皆様におか

れましても、ご協力いただきますことがあるかもしれません。その際は、お力添えをいただきま
すと大変ありがたいです。よろしく願いいたします。以上です。

教育振興部次長 一点ご報告させていただきます。4月11日の臨時会で議案として提出してありま
した教育振興基本計画についてですが、現在、その概要版を作成中でございます。本日お配りし
ていないんですが、今後、きれいな形でお作りしてホームページ等で公開したいと思ってお
りますので、また確定しましたら報告させていただきます。以上になります。

教育長 その他ございますか。よろしいですか。それでは、以上で4月教育委員会会議定例会を閉
会といたします。皆様お疲れ様でした。

午後 2 時 20 分 閉会

備前市教育委員会会議規則第16条第2項の規定により、下記に署名する。

会議録署名委員 教育長

委 員